道路法施行令別表改正案

改正案					
	占用物件	単位		占用料	
			甲地	1,100 円	
	第1種電柱		乙地	630 円	
			丙地	530 円	
1			甲地	1,600 円	
	第2種電柱		乙地	970 円	
1			<u>丙地</u>	820 円	
	45 - 27 T I		甲地	2,200 円	
1	第3種電柱		乙地	1,300 円	
		_	<u>丙地</u>	1,100 円	
	第1孫康託計	1本につき	甲地	950 円	
	第1種電話柱	1年	乙地 丙地	560 円	
		_	甲地	<u>480円</u> 1,500円	
	第2種電話柱		乙地	900円	
法	第4性电动性		万地	760円	
第		-	甲地	2,100 円	
3	第3種電話柱		之地	1,200 円	
2), - II. OHA II.		丙地	1,000 円	
条第			甲地	95 円	
	その他の柱類		乙地	56 円	
1 項			丙地	48 円	
第			甲地	9 円	
宛 1	共架電線その他上空に設ける線類		乙地	6 円	
· 号		長さ1mに		5 円	
15		つき1年	甲地	6 円	
掲	地下に設ける電線その他の線類		乙地	3 円	
デ る エ			丙地	3 円	
	nh -==n	1個につき	甲地	930 円	
	路上に設ける変圧器	1年	乙地	550 円	
作			<u>丙地</u>	470 円	_
物	ut = 1 = 50 / 1 7 = 5 C PP	占用面積1	甲地	570 円	
	地下に設ける変圧器	miにつき1 年	乙地	340 円	
		#	<u>丙地</u>	290 円	
1	変圧塔その他これに類するもの及び	公	甲地	1,900 円	
1	衆電話所		乙地丙地	1,100 円	
1		1個につき 1年	甲地	950 円	
1	 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 **	中地 乙地	800 円 470 円	
	郵便左山相及び旧書便左山相		万地	470 円	
		#= # 1	甲地	14,000 円	
	広告塔	表示面積1 ㎡につき1	乙地	2,000 円	
	14 L L L L L L L L L L L L L L L L L L L	年	丙地	1,000円	
		占用面積1	甲地	1,900 円	
	その他のもの	がにつき1	乙地	1,100 円	
		年	丙地	950 円	
			甲地	40 円	_
1	外径が0.07m未満のもの		之地	24 円	
1			丙地	20 円	
1	外径が0.07m以上0.1m未満のも		甲地	57 円	
	の		乙地	34 円	
法			<u>丙地</u>	29 円	
第	外径が0.1m以上0.15m未満のも		甲地	85 円	
3	D		乙地	51 円	
2	-		<u>丙地</u>	43 円	
条	外径が0. 15m以上の0. 2m未満の	,	甲地	110 円	
第	もの		乙地	67 円	
1	- '		<u>丙地</u>	57 円	
項	H 47 + 60 0 11 1 0 0 1 + 14 0 1 4		甲地	170 円	
第		、 I 長さ1mに		400 TT	
2	外径が0. 2m以上0. 3m未満のも0) 長さ1mlc つき1年	之地	100円	
	外径か0.2m以上0.3m未満のも0		乙地丙地	86 円	
号) つき1年 —	乙地 丙地	86 円 230 円	
号 に	外径が0.2m以上0.3m未満のもの 外径が0.3m以上0.4m未満のもの) つき1年 —	乙地 丙地 甲地 乙地	86 円 230 円 130 円	
号 に 掲) つき1年 —	乙 <u>丙地</u> 甲地 乙丙地	86 円 230 円 130 円 110 円	
号 に 掲 げ	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの) つき1年 	乙丙甲乙丙甲	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円	
号に掲げる) つき1年 	乙丙甲乙丙甲乙	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円	
号に掲げる物	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの) つき1年 	之 <u>丙</u> 甲乙丙甲乙丙	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円	
号に掲げる	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの 外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの) つき1年 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲 地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円	
号に掲げる物	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの) つき1年 	· 乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙 地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円	
号に掲げる物	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの 外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの) つき1年 	· 乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円	
号に掲げる物	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの 外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの) つき1年 	· 乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙 地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円	
号に掲げる物	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの 外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの 外径が0. 7m以上1m未満のもの) つき1年 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙 地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円	
号に掲げる物	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの 外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの 外径が0. 7m以上1m未満のもの) つき1年 	· 乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円	
号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの) つき1年 	之丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 570 円 1,900 円	
号に掲げる物件	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの 外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの 外径が0. 7m以上1m未満のもの) つき1年 	之丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙	86 円 230 円 110 円 110 円 400 円 240 円 200 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 570 円	
号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの) つき1年 	之丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙 地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 570 円 1,900 円	
号 に 掲げる 物 件 法第32条 第	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設) つき1年 	之丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙 地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 570 円 1,900 円 1,100 円	
号に掲げる物件 32 法第32 法第3	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 階数が1のもの) つき1年))	· 2. 丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 世地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 570 円 570 円 1,100 円 1,900 円 1,900 円 1,900 円 1,900 円 4,100	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 階数が3以上のもの	ク ごつき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,900 円 1,100 円 950 円 AICO.004を乗じて得た AICO.008を乗じて得た AICO.008を乗じて得た 7,200 円	額額額
号に掲げる物件 3 に掲げる施 3 に掲げるを発 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの	クープき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,100 円 950 円 4,200 円 1,200 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 2 法第32条第	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 階数が3以上のもの	ク ごつき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙 地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 250 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,100 円 950 円 1,200 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 3 法第3 2 条第 1	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路	クープき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 670 円 570 円 1,900 円 1,100 円 850 円 AI=0.008を乗じて得た AI=0.008を乗じて得た AI=0.008 乗じて得た AI=0.008 円 1,000 円 1,000 円 1,000 円 4,300 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 2 法第32条第1項	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 階数が3以上のもの	クープき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙 地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 2570 円 340 円 290 円 1,100 円 570 円 1,900 円 1,100 円 950 円 4,2004を乗じて得た AI=0.008を乗じて得た AI=0.008を乗じて得た 7,200 円 1,000 円 1,000 円 4,300 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 第 に掲げる施設 1 項第	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路	クープき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙 地地地地地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 240 円 570 円 340 円 670 円 1,100 円 670 円 1,100 円 850 円 1,200	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 第 に掲げる施設 第 に掲げる施設 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路	クープき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲 地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 670 円 1,100 円 1,100 円 1,100 円 1,100 円 1,200 円 1,100 円 1,200 円	額額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 第 に掲げる施設 1 項第	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路	クープき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,900 円 1,100 円 950 円 4,20,004を乗じて得た AI=0,008を乗じて得た AI=0,008を乗じて得た AI=0,008 乗じて得た AI=0,008 乗じて得た AI=0,008 円 1,000 円 510 円 4,300 円 600 円 310 円 1,900 円 1,900 円	額額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 第 に掲げる施設 3 に掲げる施設 5号 2 法第32条第1項第5号	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路	クープき1年)) 	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲 地地地地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 670 円 1,100 円 1,100 円 1,100 円 1,100 円 1,200 円 1,100 円 1,200 円	額額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路	ク つき1年) ら 山田面積1 がにつき1	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 670 円 1,100 円 950 円 1,100 円 1,000 円 1,000 を乗じて得た Aに0.008を乗じて得た Aに0.008を乗じて得た Aに0.008を乗じて得た 1,000 円 1,000 円 950 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる から は いっぱい は いまり に は いっぱい はいまいままいままいままままままままままままままままままままままままままま	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路	の	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,900 円 1,100 円 950 円 4,20,004を乗じて得た AI=0,008を乗じて得た AI=0,008を乗じて得た AI=0,008 乗じて得た AI=0,008 乗じて得た AI=0,008 円 1,000 円 510 円 4,300 円 600 円 310 円 1,900 円 1,900 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる 集 に掲げる を	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	フラー (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 240 円 570 円 340 円 670 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,100 円 950 円 AI=0.004を乗じて得力 AI=0.008を乗じて得力 AI=0.008を乗じて得力 1,000 円 510 円 4,300 円 630 円 950 円 1,100 円 1,100 円 950 円 4,300 円 1,100 円 1,100 円 310 円 950 円	額額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる 2 法第32条第1項第5号 法第32	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路	の	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 670 円 1,100 円 950 円 1,100 円 1,000 円 1,000 を乗じて得た Aに0.008を乗じて得た Aに0.008を乗じて得た Aに0.008を乗じて得た 1,000 円 1,000 円 950 円	額額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 においる (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	フラー (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,900 円 1,100 円 950 円 AI=0.008を乗じて得た AI=0.008を乗じて得た AI=0.008 乗じて得た 1,000 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,100 円 350 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる 2 法第32条第1項第5号 法第32	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	フラー (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲地地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 240 円 570 円 340 円 670 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,100 円 950 円 AI=0.004を乗じて得力 AI=0.008を乗じて得力 AI=0.008を乗じて得力 1,000 円 510 円 4,300 円 630 円 950 円 1,100 円 1,100 円 950 円 4,300 円 1,100 円 1,100 円 310 円 950 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	カーフき1年) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,900 円 1,100 円 950 円 AI=0.008を乗じて得た AI=0.008を乗じて得た AI=0.008 乗じて得た 1,000 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,000 円 310 円 1,100 円 350 円	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる施設 2 法第32条第1項第5号 法第32条第1	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	フラー フラー フラー フラー フラー フラー フラー フラー	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 240 円 570 円 340 円 1,100 円 670 円 1,100 円 1,100 円 850 円 1,200 円 1,2	額額額
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	の の の の の の の の の の の の の の	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙地地地地地地地地地地	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 240 円 570 円 340 円 1,100 円 670 円 1,100 円 1,100 円 850 円 1,200 円 1,2	- 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる施設 2 法第32条第1項第5号 法第32条第1項第	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	フラー フラー フラー フラー フラー フラー フラー フラー	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,900 円 1,100 円 950 円 AICO.008を乗じて得た AICO.008を乗じて得た 7,200 円 1,000 円	- 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (
号に掲げる物件 第 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 に掲げる施設 (お第32条第1項第5号 法第32条第1項第6	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの 第1項第3号及び第4号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	の の の の の の の の の の の の の の	乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙 甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲乙丙甲	86 円 230 円 130 円 110 円 400 円 240 円 200 円 570 円 340 円 290 円 1,100 円 670 円 1,900 円 1,900 円 1,100 円 950 円 AICO.008を乗じて得た AICO.008を乗じて得た 7,200 円 1,000 円	

-	占用物件 第1種電柱		N4 /-L			
-	第1種電柱		単位		占用料	
-	お「狂电红			甲地乙地	2,200 1,000	
				丙地	770	円
	第2種電柱			甲地 乙地	3,400 1,600	
-	第4性电性			万地	1,200	
-	第3種電柱			甲地乙地	4,700	
Ī	分の性电性			万地	2,200 1,600	
	第1種電話針		1本につき	甲地乙地	2,000 930	
	第1種電話柱		1年	万地	690	
	第2種電話柱			甲地乙地	3,200	
法第	第2性电动性			万地	1,500 1,100	
3	第3種電話柱			甲地乙地	4,500	
2 条	免の性 电 前性			万地	2,100 1,500	
笙	スの仏の分粉			甲地	150	
1 項	その他の柱類			乙地 丙地	72 53	
笙	共架電線その他上	カルーラルルナック 4点 半五	長さ1mに	甲地	20	
1 号	共栄電線での他上	生に設ける緑魚		乙地 丙地	10 7	円
1-	地工に記はて雨泊:	スの仲の始初	つき1年	甲地	10	
掲	地下に設ける電線を	との他の縁剣		乙地 丙地		円円
げ る	na 1 1 - 2011 7 - Fr		1個につき	甲地	1,500	円
エ	路上に設ける変圧器	Ť.	1年	乙地丙地	700 520	
作 物	14 ★ 1 - =n.1 L → ★ n	,p	占用面積1	甲地	1,000	円
	地下に設ける変圧器	Ť	mにつき1 年	乙地 丙地	480 360	
	変圧塔その他これに	こ類するもの及び公		甲地	3,100	円
	衆電話所	-2000000	1個につき	乙地丙地	1,400 1,100	
			1年	甲地	1,300	円
	郵便差出箱及び信	書便差出箱		乙地 丙地	600 450	
ŀ			表示面積1	甲地	26,000	
	広告塔		miにつき1 年	乙地 丙地	4,400 1,100	
ŀ			占用面積1	甲地	3,100	
	その他のもの		miにつき1 年	乙地 丙地	1,400 1,100	
法				甲地	1,100	
	外径が0.1m未満のもの		長さ1mに つき1年	乙地	48	
3 2	HØ KO 4 DILO 45 + #OL			<u>丙地</u> 甲地	36 150	
余	外径が0. 1m以上0. 15m未満のも の			乙地	72	
第 <u></u> 1	外径が0. 15m以上の0. 2m未満の もの			<u>丙地</u> 甲地	53 200	
項				乙地	95	
第 2				<u>丙地</u> 甲地	71 410	
号	外径が0.2m以上0.4m未満のもの			乙地	190	
に 掲				<u>丙地</u> 甲地	140	
げ	外径が0.4m以上	1m未満のもの		之地	480	円
る <u></u> 物				<u>丙地</u> 甲地	360 2,000	
	外径が1m以上のもの			乙地	950	円
				<u>丙地</u> 甲地	710 3,100	
法第32条第	1項第3号及び第4	号に掲げる施設		乙地	1,400	円
に法	地下街及び地下室 階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの			丙地	1,100 Aに0.003を乗じて行	
掲第					Aに0.005を乗じて行	界た額
げ3 る2			上田本柱・	甲地	Aに0.006を乗じて行 17,000	
施条	上空に設ける通路		占用面積1	之地	2,900	円
設第 			年	丙地 甲地	710 8,700	
項	地下に設ける通路			之地	1,500	円
第 5				丙地 甲地	360 3,100	
	その他のもの			乙地	1,400	円
に法				丙地	1,100	円
掲第			- m - **	甲地	260	円
げ3	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1 ㎡につき1 日	2 TIF		
る 2 施条				乙地	44	П
				丙地	11	円
設第			L	甲地	2,600	円
	その他のもの		占用面積1 ㎡につき1	2 TIF		
設第 1 項 第		月	乙地	440	п	
設第 1 項				丙地	110	円
設第 1 項 第 6				1 3-0		
設第 1 項 第 6					2 600	Щ
設第 1 項 第 6		一時的に設けるも	表示面積1 ㎡につき1	甲地	2,600	
設 1 項第 6 号	看板(アーチである	一時的に設けるもの	表示面積1 ㎡につき1 月		2,600 440	
設 1 項第 6 号	看板(アーチである ものを除く。)		mにつき1	甲地 乙地 丙地	440 110	円 円
設 1 項第 6 号			mにつき1	甲地乙地	440	円 <u>円</u> 円

道路法施行令別表改正案

		改正案			
	占用物件		単位		占用料
	看板(アーチである ものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1 ㎡につき1 月	甲地 乙地	1,400 円 200 円
		その他のもの	表示面積1 ㎡につき1 年	丙地 甲地 乙地 丙地	100 円 14,000 円 2,000 円 1,000 円
	標識		1本につき 1年	甲地 乙地 丙地	1,500 円 1,500 円 900 円 760 円
		祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき 1日	甲地 乙地	140 円 20 円
第 7	旗ざお			<u>丙地</u> 甲地	10 円 1,400 円
条 第 1 号		その他のもの	1本につき 1月	乙地	200円
に 掲 げ		祭礼、縁日その他の催しに際し、一	その面積1 ㎡につき1	甲地	100円
る 物 件	幕(第7条第2号に 掲げる工事用施設 であるものを除 く。)	時的に設けるもの	B	乙地 <u>丙地</u>	20円
		その他のもの	その面積1 ㎡につき1 月	甲地 乙地	1,400 円 200 円
	アーチ	車道を横断するも の その他のもの	1基につき 1月	<u>丙地</u> 甲地	100円
				乙地 丙地	2,000 円 1,000 円
				甲地乙地	7,200 円 1,000 円
				<u>丙地</u> 甲地	510 円 1,400 円
第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号 に掲げる工事用材料			占用面積1	乙地	200 円
第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号			· ㎡につき1 月	<u>丙地</u> 甲地	100円
に掲げる施 _{自掲に掲第}	に掲げる施設			乙地 <u>丙地</u> 甲地	110 円 <u>95 円</u> Alco.011を乗じて得た額
日動車駐車場びに同条第3条7条第6号にがある場所である。 おいり	建築物			乙地 丙地 甲地 乙地	Aに0.014を乗じて得た額 Aに0.018を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額
築応号に 物の を を を を を を を を を を を を を を を を を を	上空、トンネルの上又面下に設けるもの その他のもの	は高架の道路の路	占用面積1 ㎡につき1 年	<u>丙地</u> 甲地 乙丙地 丙地	AI:0.013を乗じて得た額 AI:0.011を乗じて得た額 AI:0.014を乗じて得た額 AI:0.018を乗じて得た額 AI:0.025を乗じて得た額
第7条第9号 げ11号7 あ号とび第1 を記しまする。 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1	に掲げる器具 上空、トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路(高架のものに限 る。)の路面下に設けるもの その他のもの		- -	甲地 乙地 丙地	Aに0.025を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.014を乗じて得た額 Aに0.018を乗じて得た額 Aに0.025を乗じて得た額

- 情考
 1 (略)
 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 イ 甲地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、船橋市、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。
 ロ・ハ (略)
 3~6 (略)
 7 Aは、近傍類似の土地(第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が

 - 3 7 Aは、近傍類似の土地(第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が 存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表す ものとする。
- 8・9 (略)

		現行			
	占用物件	1	単位		占用料
	標識		1本につき 1年	甲地 乙地 丙地	2,500 円 1,100 円 850 円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	1本につき 1日	甲地	260 円
				乙地	44 円
第		その他のもの	1本につき 1月	丙地	11 円
7 条 第				甲地乙地	2,600円
1 号				丙地	110円
に掲げる物件		Marks 63 - 44 - 500		甲地	260 円
		祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	その面積1 ㎡につき1 日	乙地	44 円
	幕(第7条第2号に掲げる工事用施設	-000	1	丙地	11 円
	であるものを除 く。)		その面積1	甲地	2,600 円
		その他のもの	mにつき1 月	乙地	440 円
				丙地	110円
		車道を横断するもの		甲地	26,000 円
	アーチ			乙地	4,400 円
			1基につき 1月	丙地	1,100 円
		その他のもの		甲地	13,000 円
				乙地	2,200 円
				<u>丙地</u>	540 円
第7条第2号 に掲げるエ	号に掲げる工事用施 事用材料	設及び同条第3号		甲地乙地	2,600 円 440 円
			占用面積1 ㎡につき1	丙地	110 円
第7条第4号	号に掲げる仮設建築:	物乃パ同冬第5号	月 月	甲地	310 円
に掲げる施		物及び同来第35		乙地	140円
車条第場第7	建築物	階数が1のもの	占用面積1	<u>丙地</u> 甲地 乙地	110 円 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額
7条 号第 に 6		PE**たいのナの		<u></u> 丙地	AIC0.008を乗じて得た額 AIC0.006を乗じて得た額
掲号 げに		階数が2のもの		乙地 丙地 甲地	Aに0.009を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額
る施設及び自		階数が3のもの		乙地 丙地	Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のも の		甲地 乙地 丙地	Aに0.009を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額 Aに0.016を乗じて得た額
白並	Ì				
	その他のもの		占用面積1	甲地 乙地 丙地	Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額
自並 動び 車に 駐同 第7条第8号	その他のものに掲げる器具		占用面積1 ㎡につき1 年	乙地 丙地	Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.018を乗じて得た額
自動車駐 第8 第7条 げる施 施		階数が1のもの	㎡につき1	乙丙 甲乙丙 地地	AI=0.006を乗じて得た額 AI=0.008を乗じて得た額 AI=0.018を乗じて得た額 AI=0.005を乗じて得た額 AI=0.006を乗じて得た額 AI=0.008を乗じて得た額
第7年 第7年 第7年 第7年 第7年 第7年 第9号 前 第 第 第 7 条 第 9 号	に掲げる器具 上空、トンネルの上 又は高速自動車国 道若しくは自動車専	階数が1のもの	㎡につき1	乙丙 甲乙丙 甲 地地地地	AIC0.006を乗じて得た額 AIC0.008を乗じて得た額 AIC0.018を乗じて得た額 AIC0.005を乗じて得た額 AIC0.006を乗じて得た額 AIC0.008を乗じて得た額 AIC0.006を乗じて得た額 AIC0.006を乗じて得た額 AIC0.009を乗じて得た額 AIC0.009を乗じて得た額
自動車駐 条 げる施設 第7 子の第9 号及び第1	に掲げる器具 上空、トンネルの上 又は高速自動車国		㎡につき1	乙丙 甲乙丙甲乙	AIC0.006を乗じて得た紹 AIC0.008を乗じて得た紹 AIC0.018を乗じて得た紹 AIC0.005を乗じて得た紹 AIC0.006を乗じて得た紹 AIC0.006を乗じて得た紹 AIC0.009を乗じて得た紹 AIC0.009を乗じて得た紹 AIC0.011を乗じて得た紹 AIC0.008を乗じて得た紹
第7 7 7 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	に掲げる器具 上空、トンネルの上 又は高速自動車国 道若しくは自動車専 用道路(高架のもの に限る。)の路面下	階数が2のもの	㎡につき1	之丙 甲乙丙甲乙丙甲乙	AIC0.006を乗じて得た額 AIC0.008を乗じて得た額 AIC0.008を乗じて得た額 AIC0.008を乗じて得た額 AIC0.008を乗じて得た額 AIC0.009を乗じて得た額 AIC0.009を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.001を乗じて得た額 AIC0.0013を乗じて得た額 AIC0.0013を乗じて得た額 AIC0.0013を乗じて得た額 AIC0.0013を乗じて得た額

- 備考 1 (略)
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- イ 甲地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、干葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。
- ロ·ハ (略) 3~6 (略)
- 7 Aは、近傍類似の土地(第7条第9号及び第10号に掲げる施設について近傍に類似の土地が 存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表す ものとする。
- 8・9 (略)